

尼崎市立地域総合センター塚口
指定管理者管理運営業務個別仕様書

令和6年7月

尼 崎 市

【留意事項】

本文中の施設概要及び施設名称等については、令和6年5月1日時点の状態を記載している。

1 施設の概要

(1) 名称

尼崎市立地域総合センター塚口

(2) 所在地

ア 尼崎市塚口本町2丁目28番11号

イ 尼崎市塚口本町2丁目28番10号（旧分館）

(3) 規模

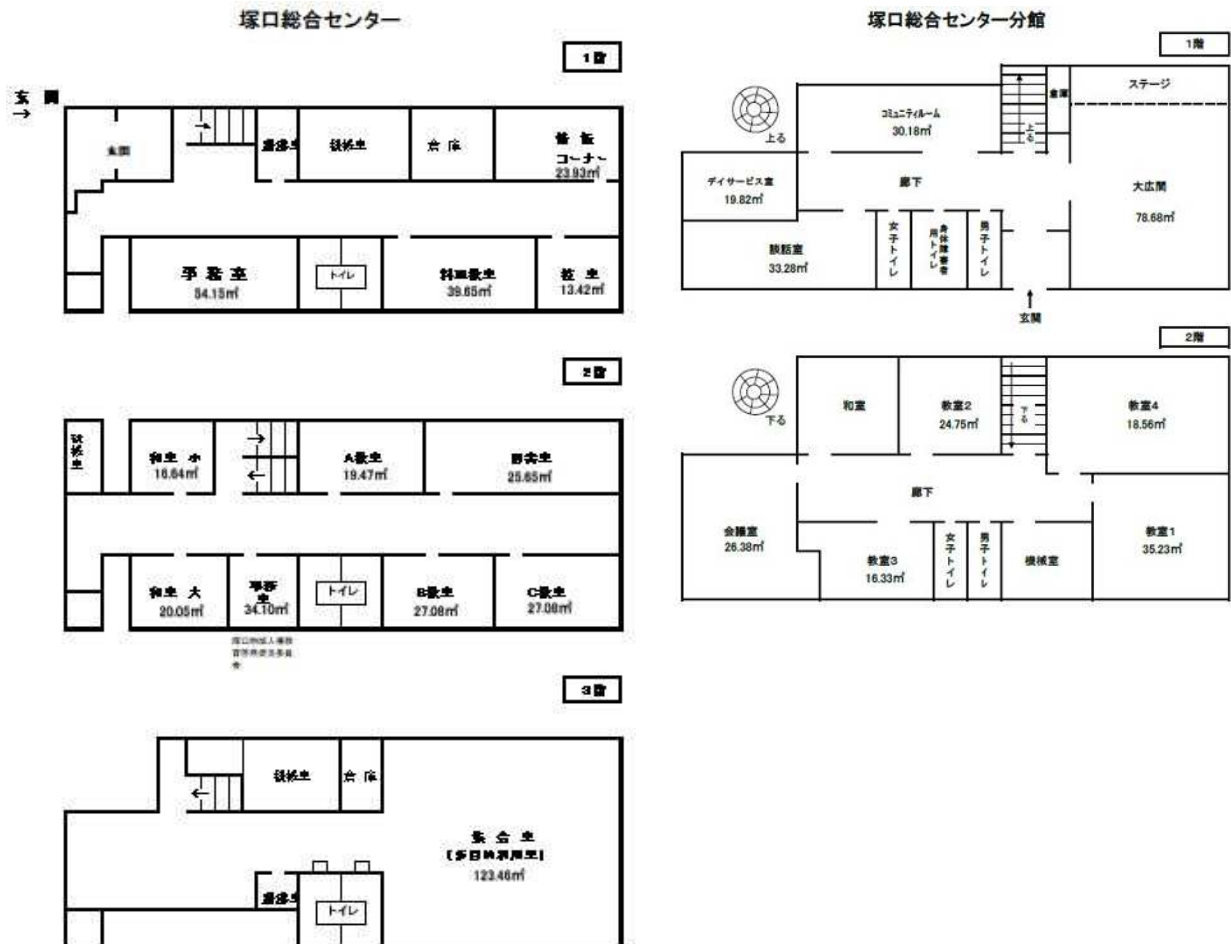
敷地面積 本館：1,057.84 m²

延床面積 本館：837.71 m²、分館：483.71 m²

構造 本館：鉄筋コンクリート3階建
分館：鉄筋コンクリート2階建

建物概要 本館：昭和49年竣工

分館：昭和55年竣工



(4) 施設の機能統合について

地域総合センター塚口については、尼崎市公共施設再編計画等によっては、施設現況、事業内容及び経費の上限等が変更となる可能性がある。

2 維持管理経費（光熱水費等）及び通信運搬費（電話料）の支払い義務

尼崎市立地域総合センター塚口（以下「総合センター塚口」という。）は、施設の一部について「塚口地域人権教育啓発促進委員会」（以下「促進委員会」という。）が市から使用許可を得て使用していることから、電気メーター、都市ガスメーター、上下水道メーター、電話設備及び清掃サービスを共有している。

こういった経費については、すべて総合センター塚口への請求となるため、指定管理者が一旦全額を支払ったうえで、「各四半期ごとの実費弁償金算定方式等」により算出した金額を市へ連絡することとする。

なお1円未満の端数については指定管理者の負担とする。

3 「指定管理者が行う業務内容等」について

共通仕様書「7 指定管理者が行う業務内容等」のうち、「(8) 総合センターの設置目的に基づき行う業務」に記載する具体的な事業については、「隣保館設置運営要綱」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）に規定する隣保事業として、概ね以下の事業を実施するほか、施設の設置目的に資する事業を企画、実施すること。また事業実施に際しては、施設利用者をはじめ、地域住民や関係団体等の意見、要望等を聴取するとともに、地域課題及びより効果的な事業について調査研究し、今後の事業運営につなげること。

(1) 住民相互の交流の促進に関する事業

- ① 地域住民をはじめとする市民を対象とした各種サークル活動、レクリエーション、地域イベント、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業

（特記事項）i 地域団体等との共催で実施する地域行事等の事業については、事業主体として参画すること。

ii 地域交流、世代間交流事業を実施すること。

- ② 関係団体等との共催事業

(2) 人権啓発に関する事業

地域住民をはじめとする市民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業

（特記事項）i 人権啓発推進委員会の運営(塚口本町人権啓発推進委員会)

・街頭人権啓発キャンペーン、講演会等を実施すること。

・啓発誌「ひろば」の発行では、事務局として参画し、企画・編集・発行を行うこと。

ii 人権啓発活動及び地域交流（住民交流）事業の実施

・総合センター事業等の広報及び啓発紙である「総合センターだより」については、毎月発行すること。

・交流文化祭実行委員会について事務局機能として実施運営すること。

・年度当初に、総合センター周辺の行政機関新任職員研修を実施すること。

・平和推進事業を実施すること。

・次世代を担う青少年育成事業を実施すること。

- (3) 地域住民の人権に関する相談及び自立支援（生活の質の向上）に関すること
地域での居場所機能を発揮すること。就学前の親子、子ども（小学生、中学生）、青年、高齢者など、それぞれの世代の居場所を日常的に確保し、事業をすすめること。
- (4) 自主事業に関すること
共通仕様書「14 自主事業」に記載する、施設の設置目的に合致する自主事業を実施すること。（任意）
- (5) その他
 - ① 具体的に実施するセンター事業は、これまで総合センター塚口で実施してきた事業実績を踏まえて実施すること。（別紙「令和5年度実施事業」参照）
 - ② 利用団体に対しては利用説明会を開催し、（利用登録団体の更新を毎年行うことを含む）館利用の手引きの周知と利用団体間の交流を図ること。

4 施設の管理について

令和5年度の尼崎市管理による業務委託は以下のとおりである。

今後、法令の改正等により変更される場合がある。

- (1) 清掃業務委託
- (2) 事業系ごみ収集運搬業務委託
- (3) 機械警備業務委託
- (4) 建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託
- (5) 自家用電気工作物保安管理業務委託
- (6) エレベーター設備保守点検業務委託
- (7) 消防用設備等保守点検業務委託
- (8) 冷暖房機器保守管理業務委託
- (9) 自動扉保守点検業務委託
- (10) 受水槽・高架水槽清掃業務委託
- (11) 樹木剪定及び薬剤散布業務委託
- (12) 貸館業務、清掃、閉館等業務委託

以 上

令和5年度実施事業

(尼崎市立地域総合センター塚口)

	事業名	開催回数	その他内容等
(1) 市民相互の交流の促進に関する事業	絵本の読み聞かせ	年3回	読み聞かせを通して未就学児の想像力や感性育成に努めつつ、地域の方の交流の場を提供する。
	子育て支援事業	年2回	地域の子育て世代との交流を深め、当センターの役割の周知を目的に開催。(大型紙芝居・シャボン玉ショーを開催)
	地域交流文化祭	年1回	塚口本町エリアの住民同士、交流を図る。(展示・演芸大会)
	地域交流新春の集い	年1回	獅子舞演奏等で地域住民と新春を祝う。
	歩こう会	年4回	季節の節目で尼崎市内の名所等をめぐり、親睦を深める
	地域交流ふれあいコンサート	年2回	プロのミュージシャンを招き、未就学児から高齢者まで音楽を楽しみ交流を深める。
	定例講座		
	① 手話教室	月2回	コミュニケーション手段のひとつとして手話を学び、耳の不自由な方への理解を深める。
	② いきいき体操	週2回	高齢者を対象とした、座つてもできる健康体操、健康講話等を行う。
	③ ラジオ体操	毎平日	地域の高齢者が主となって平日の毎朝、ラジオ体操を行う。
	④ 音楽療法	月1回	音楽の持つ特性・発声行動を通し認知機能の向上、フレイル予防等を図る。
	⑤ コーラス教室	月2回	集団でハーモニーを生み出すための主体性・協働性を磨き、交流を図る。
	⑥ 書道教室	月1回	筆ペンを使用し百人一首のお手本を通し、日本文化に触れ、集中力を養うことを目的として開催。
	⑦ 絵画教室	月2回	水彩画の基本を学び、参加者同士感性を高めあい、交流を深める。
	⑧ 茶道教室	月1回	茶道を通じ作法と日本文化を学び、温かな雰囲気の中で地域交流を図る。
	⑨ 手芸教室	月4回	季節にちなんだ手芸作品を作り、教え合うことで地域の方向士の交流を深める。
	⑩ 歴史勉強会	月1回	トーク形式でお題についてディスカッションを行い、見聞を広めることを目的に開催。
(2) 人権啓発に関する事業	短期講座		
	① 子どもクッキング教室	年2回	季節ごとの食材を取り入れ、地域の子どもの交流を深める。
	② 写真教室	年3回	カメラのレンズを通し、地域の魅力を再発見、周知することを目的に開催。
	③ 子ども工作教室	年4回	小学校の長期休暇に合わせて開催。(LaQ、デコパージュ、食品サンプル、トールペイント体験)
	④ 交通安全教室	年1回	ヘルメットの努力義務化に合わせて、北警察署協力のもと、交通ルールの再確認に努める。
	地域課題講演会	年1回	高齢者対象の「笑いと健康」をテーマにした講演会
	人権教育講演会	年1回	部落差別問題の講演会
	青少年人権教育事業	年1回	見た目問題の講演会
	平和推進講演会	年2回	ウクライナ問題講演会
	人権啓発(問題)講演会	年3回	法務省の啓発活動強調事項17項目に関連した講演会
	人権週間特別講演会	年1回	命の大切さについて三味線法話
	人権啓発街頭キャンペーン	年1回	阪急塚口駅北側において、社協や市等の参加を得て啓発物を配布
	人権啓発(問題)映画会	年2回	「だってしょうがないじゃない」(発達障害)・「僕とケアニンとおばあちゃんたちと」(介護施設)
	平和学習映画会	年1回	「忘れてはならない夏がある」(原爆DVD)
	ハートフルシネマ巡回映画会	年2回	尼崎人権啓発協会との共催 人権に関する映画会
	異動職員対象人権啓発研修(新・転任研修)	年1回	地域に関わる市職員を対象に、地域のフィールドワークや講演を実施
	人権スタディツアー	年1回	シリアの現状について、現地在住の講師をZOOMで繋いで講演会を開催
地域総合センター塚口だより「ENISHI」	年12回	センターでの催し等の情報を毎月700部発行し、塚口本町町会長のご協力で回覧にて配布	
人権啓発紙「ひろば」	年2回	年2回作成し、地域ほか2,500部新聞折込にて配布	
コミュニティ掲示板	年12回	毎月センターだより差し替え掲示(20か所)	
ホームページでの情報発信	-	適宜更新(センターだより発行、子ども事業の追加募集等に合わせて)	
7センター合同企画事業	年1回	6地域総合センターと女性センターの共催 講演会及びパネル展示	
(3) 及び自立支援(生活の質の向上)地域住民の人権に関する相談	相談業務	開館時	人権相談をはじめ、生活相談、福祉相談、保健相談等、地域住民からの相談に広く対応する。
	定例講座		
	① 日本語の読み書き	週1回	当センター近辺に在住の外国籍の方に対して、ボランティアが指導
	② 子ども英語教室	月2回	楽しみながら英語を学習(CDを使って英語の歌を歌う、発音指導等)
	③ 子ども習字教室	月2回	手本を見て、毛筆で美しく字を書くのを目的とした教室
	④ 子ども算数教室	月2回	各学年に合わせた問題集を解いていく教室
	短期講座		
① 就労支援パソコン教室	年1回	現在就職活動中の方を対象とした全12回のPC教室(Word・Excel)	
② 子どもプログラミング教室	年2回	地域の小学生を対象に2日間にかけてプログラミングの初歩に触れてもらう教室	

各四半期ごとの実費弁償金算定方式等

1 算定方式について

(1) 電気

1日当たりの電気使用量(※1) × 実使用日数 × 1KWH単価(※2)

※1 1日当たりの電気使用量 <蛍光灯(40W)10本、コピー機(1.3kw)1台の場合>
(0.04×10本×8時間) + (1.3×1台×1時間)

※2 1KWH単価 = 電気料金総額 ÷ 総電気使用量

(2) ガス

ガス料金 × $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

(3) 上下水道

水道料金 × $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

(4) 冷房

(冷房期の電気料金－平常期の電気料金) × $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

(5) 暖房

(暖房期の電気料金－平常期の電気料金) × $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

(6) 電話

基本料、ダイヤル通話料

(7) 清掃料

実支払清掃委託料 × $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$ × $\frac{\text{当該部屋の清掃実施日}}{\text{全体の清掃実施日}}$

<積算条件>

- ・実使用日数は、臨時開館日及び第2・第4土曜日を除く
- ・原則として電灯(8時間)、コピー・パソコン等(1時間)使用
- ・冷房期 7・8・9月、暖房期 1・2・3月、平常期 4・5・6月
- ・使用する室内にガス機器を設置・使用していない場合は、ガス料金については算定の対象外とする。
ただし、水堂のガス料金については、ガス空調未使用月の6月分料金×12か月とする。

2 納期 (年4回)

4月～ 6月分: 7月末日 7月～ 9月分:10月末日

10月～12月分: 1月末日 1月～ 3月分: 4月末日

ただし、納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、その直後の営業日を納期限とする。

なお、各種料金が確定しない等のため上記納期限内に納付できない場合は、その旨を市に連絡のうえ改めて納期について協議するものとする。

(納付者用)